

令和5年第2回

森 町 議 会 会 議 録

4 月 会 議

## 令和5年第2回森町議会4月会議会議録（第1日目）

令和5年4月28日（金）

開議 午前10時00分

休会 午後 1時39分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

臨時議長（年長議員）の紹介

開会宣言

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議長立候補者の所信表明
- 4 選挙第 1号 議長選挙
- 5 会期の決定
- 6 選挙第 2号 副議長選挙
- 7 議席の指定
- 8 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 9 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 10 選挙第 3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
- 11 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
工事請負契約の一部変更について  
【デジタル防災行政無線整備工事（砂原地区）】
- 12 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 4号 令和5年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 16 議案第 5号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第 6号 財産の取得について【各小中学校学習者用コンピューターキーボード購入】
- 18 同意第 1号 監査委員の選任について
- 19 休会中の所管事務調査等の申し出について

### ○出席議員（14名）

議長 14番 木村俊広君      副議長 1番 伊藤昇君  
2番 河野文彦君              3番 高橋邦雄君

4番	河野	淳	君	5番	山田	誠	君
6番	野口	周治	君	7番	齊藤	優香	君
8番	千葉	圭一	君	9番	佐々木	修	君
10番	加藤	進	君	11番	山本	裕子	君
12番	東	隆一	君	13番	松田	兼宗	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋	康輔	君
副町長	長瀬	賢一	君
会計管理者兼 出納室長	東谷	美佐子	君
監査委員	釣	隆吉	君
総務課長	濱野	尚史	君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	東	克宏	君
監査事務局書記長	小田桐	克幸	君
防災交通課長	柴田	正哲	君
契約管理課長	山田	真人	君
企画振興課長	川村	勝幸	君
企画振興課参事	池田	恵太	君
税務課長	柏淵	茂	君
保健福祉課長	宮崎	弘光	君
保健福祉課参事	萩野	友章	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎	涉	君
住民生活課長	阿部	泰之	君
子育て支援課長	野崎	博之	君
環境課長	川口	武正	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤	英樹	君
農林課技術長	濱野	真行	君
農林課参事	佐藤	司	君
水産課長	岩井	一桐	君
商工労働観光課長	奥山	太崇	君

建設課長	富原尚史君
建設課技術長	伊藤正吾君
砂原支所長兼 地域振興課長	落合浩昭君
町民福祉課長	金丸義樹君
教育長	毛利繁和君
学校教育課長	坂田明仁君
学校教育課参事	藤嶋希君
学校教育課参事	名生達也君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤智裕君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村忠公君
給食センター長	石岡丈宜君
さくらの園・園長	敦賀靖之君
病院事務長	千葉正一君
上下水道課長	水元良文君
消防長	東谷直樹君
消防次長	松居順一君
消防署長	松田光治君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田桐克幸君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関孝憲君
庶務係	喜田和子君
総務係	水嶋篤市君
財政係	村井涉君
行革DX推進係	水口祐太君

○会議に付した事件

- 1 選挙第 1号 議長選挙
- 2 選挙第 2号 副議長選挙
- 3 議席の指定

- 4 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 5 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 6 選挙第 3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
- 7 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
工事請負契約の一部変更について  
【デジタル防災行政無線整備工事（砂原地区）】
- 8 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 4号 令和5年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 5号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 6号 財産の取得について【各小中学校学習者用コンピューターキーボード購入】
- 14 同意第 1号 監査委員の選任について
- 15 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午前10時00分

◎臨時議長（年長議員）の紹介

○議会事務局長（小田桐克幸君） 本4月会議は一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の山田誠議員をご紹介します。

山田議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（山田 誠君） ただいま紹介されました山田誠でございます。地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

◎開会・開議の宣告

○臨時議長（山田 誠君） それでは、本日の出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、議会が成立いたしました。

ただいまから令和5年第2回森町議会4月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会に際しまして、傍聴者をはじめ皆様にご覧がございまして、議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくようご協力のほどよろしく願います。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（山田 誠君） それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（山田 誠君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、松田兼宗君及び伊藤昇君を指名いたします。

日程第3、議長立候補の所信表明に入るわけですが、私も表明をいたしたいと思っておりますので、この間次の年長者であります佐々木議員を臨時議長に指名し、交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

（臨時議長交代）

再開 午前10時03分

○臨時議長（佐々木 修君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この所信表明が終わるまでの間、臨時議長の職務を務めますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第3 議長立候補者の所信表明

○臨時議長（佐々木 修君） 日程第3、議長立候補者の所信表明を行います。

この所信表明は、森町議会運営に関する基準の規定により実施するものであり、今後の議会活動の方向性をより明確にするとともに、議会の透明性を高め、二元代表制の議会の責務を強く認識して、開かれた議会を目的に行うものです。

あらかじめ2人の議員から申出があり、事前にくじにより発言順を決定しておりますので、随時所信表明を行います。

最初に、木村議員、どうぞお願いします。

○11番（木村俊広君） おはようございます。このたび議長選挙に立候補いたしました木村俊広でございます。立候補に当たり、私の所信を述べさせていただきます。

少子化による人口減少が進んでおり、地域社会においてはその影響が顕著に現れております。森町においても後継者、労働者不足による廃業が業種を問わず続いております。このような状況下であっても夢や希望を持ち続け、この町に住み続けることができるのか。10年後を単純に想像すると少し怖い、そんな気持ちになると思いますが、この思いを少しでも希望に満ちたものに変えさせる、これが行政や議会の役割だと考えております。地域社会が抱える諸問題について皆さんと共に知恵を絞り、議会として積極的にまちづくりに関与していきたいと考えております。

もう一つには、議会選挙が2期連続無投票になったことについてであります。これまで日本の政治経済を牽引してきた団塊の世代の方々が年齢を重ねるとともにパワーダウンし、政治への関与が薄れてきていることによるものであると私は考えております。あまりにも強靱なパワーに圧倒され、関与しづらかった世代の方々に幅広く政治に関わっていただきたい。外から見ているだけではなく、自分たちが中心となってつくっていかなければならないという気づきの場を議会が率先してつくっていかなければならないと思っております。議会改革についてもこれまでよりも早い段階で着手し、作業していきたいと考えております。元気だけはどこにも負けない森町、やっつけ森町、そんな心持ちで行政とスクラムを組んでいきたいと考えております。議会運営につきましては、議員各位の意見にも耳を傾け、中立で公平、公正な議会運営に努めてまいりたいと考えております。

議員各位のご理解とご支援、心よりお願い申し上げます、所信の表明とさせていただきます。

○臨時議長（佐々木 修君） 次に、山田議員、どうぞお願いします。

○13番（山田 誠君） 皆さん、おはようございます。それでは、私の所信の一端を述べさせていただきます。

皆様は、このたびの選挙で当選されました。無投票の当選ではございますが、心よりお祝いを申し上げる次第でございます。本来であれば、町民の皆様方の負託を受けて当選ということでありましたが、無投票当選ということを実に受け止め、責任と義務を果たしていくべきと思います。このようなことを含め、二元代表制の下、従来の現状維持ではなく、議会改革を図り、活性化をされ、町民の負託に応えるべく政策を執行すべきものと思料しておりますので、4点ほど申し上げます。

1点目は、議会が自治体運営に住民の意思を反映させることでございます。もとより二元代表制を取る我が国は、首長が町民の代表でありますけれども、議会はもう一つの代表機関であります。遠慮せず町政をチェックするだけでなく、議員間での討議も深め、政策、条例を策定することはもちろんでございますが、議会としてどのような審議を行ったか、住民説明会を開催し、透明化を図るため膝を交えた話し合いを行い、住民の意思を聞き、有意義なコミュニケーションを図り、議会に関心を持っていただき、住民の意思を反映させることだと私は思っております。

2点目は、議員の成り手不足の解消でございます。人口減少社会において各自治体も議員の成り手不足に悩んでおるのが現状でございます。森町も例外ではございません。前回に引き続き、今回も無投票当選でございます。議員に求められる役割等を広い観点から方策を講ずる必要があると思います。議会に対する住民の関心が大きく低下しつつある今日、議会の成り手不足の深刻化を早急にどのような状況になれば不足解消ができるのか真剣に住民と共に協議検討を重ね、選択をして、よりよい議会をつくっていきたく、そういうふうに私は思っております。

3点目といたしましては、議会活動に対する支援の充実の必要性でございます。議会がその役割を果たすべきことができるように、議会活動に関する議員への研修等の充実を図るとともに、勉強会の開催を数多く重ね、実施し、研さんを高め、議員の資質向上を図るべきだと、そういうふうに私は思っております。政務調査費等の導入を行い、議員の資質や活動に適切な発揮できるように、住民からの信頼が確保されるように研さんを積むこと、また政策の有効性やその是非についてチェックを行うなど、議会として監視機能を適切に発揮すべく、所管事務調査等を通じて政務調査費等、これは事務局管理、を有効活用し、議会活動の活発化を図ることが最重要課題であろうと私は思っております。

4点目といたしましては、住民の意識改革の推進でございます。森町は、大きく分けまして砂原地区から森地区、蛸谷、石倉地区、また駒ヶ岳、赤井川地区の4地区に分かれると思っております。本来合併時に設置される予定でありました地域審議会的な協議会を設置しまして、そこの住民の方々が今何が必要なのか、何をどう活用するのか、何をどうしたらいいのかという事柄をその地域で検討していただき、それを議会において研修、検査を行い、協議を行えるような制度設計をして、森町の各事業の推進、これは農業、漁業、商工業の発展も含めます、活性化を図って、町民の意見集約をし、全ての分野において住民の意識改革を行い、町発展の源とすべきであろうと、そういうふうに思っております。

あくまでも町の主人公は町民であります。二元代表制の下、住民の参加による開かれた議会を目指し、議会と町民が一丸となって、改革に邁進しようではありませんか。森町に住んでよかった、森町の創造のため一生懸命頑張りたいと、そういうふうに思っております。

以上、4点を述べまして私の所信といたします。ご清聴ありがとうございました。

○臨時議長（佐々木 修君） 2人の所信表明が終わりました。

議員の皆様申し上げます。ただいま行いました議長立候補者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。立候補の所信表明にかかわらず、全議員がそれぞれ選挙権、被選挙権を有しているものでございますので、ご承知をお願いいたします。

以上で議長立候補者の所信表明を終わります。

ここで臨時議長を山田議員と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

（臨時議長交代）

再開 午前10時18分

○臨時議長（山田 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第4 選挙第1号

○臨時議長（山田 誠君） 日程第4、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（山田 誠君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に齊藤優香君及び高橋邦雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（山田 誠君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○臨時議長（山田 誠君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（山田 誠君） 異状なしと認めます。  
念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に基づいて順次投票願います。  
点呼を命じます。  
事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○臨時議長（山田 誠君） 投票漏れはございませんでしょうか。みんなしましたね。  
（「なし」の声多数あり）

○臨時議長（山田 誠君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
斉藤優香君、高橋邦雄君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（山田 誠君） それでは、選挙の結果を報告いたします。  
投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。  
そのうち有効投票が13票、無効投票が1票でございます。  
有効投票のうち、木村俊広君が8票、山田誠君が5票。  
以上のとおりでございます。  
この選挙の法定得票は4票でございますので、したがって木村俊広君が議長に当選されました。  
議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（山田 誠君） ただいま議長に当選されました木村俊広君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。  
議長に当選されました木村俊広君から発言を求められておりますので、これを許します。  
それでは、当選されました木村俊広君、就任のご挨拶をお願いします。

○議長（木村俊広君） 皆様方の支持を受けまして、森町議会議長として就任することになりました。先ほども所信で申し上げましたが、元気な森町づくりのためにしっかりと頑張っ  
てまいる所存でございます。皆様の意見をしっかりと耳に、そして公平、公正に努め  
てまいる所存でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（山田 誠君） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力あり  
がとうございました。  
それでは、木村議長、議長席にお着き願います。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

(臨時議長、議長と交代)

再開 午前10時36分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第5 会期の決定

○議長(木村俊広君) 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本令和5年第2回森町議会会期は、本日から12月31日までの248日間といたしたいと思っております。あわせて、本日の4月会議の審議日程を本日1日といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

よって、令和5年第2回森町議会の会期を248日間、4月会議の審議日程を本日1日と決定します。

◎日程第6 選挙第2号

○議長(木村俊広君) 日程第6、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(木村俊広君) ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に斉藤優香君及び高橋邦雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(木村俊広君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(木村俊広君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長(木村俊広君) 投票漏れはありますか。声がありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

斉藤優香君、高橋邦雄君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(木村俊広君) 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、伊藤昇君8票、佐々木修君6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、伊藤昇君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(木村俊広君) ただいま副議長に当選されました伊藤昇君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

副議長に当選されました伊藤昇君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長(伊藤昇君) ただいま選挙で副議長という職責に選任されました伊藤でございます。木村議長のもと時代に即した透明性のある活発な議会となるよう肝に銘じて、一生懸命この4年間努めてまいりたいと考えております。皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(木村俊広君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時08分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第7 議席の指定

○議長(木村俊広君) 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(小田桐克幸君) 森町議会の運営に関する基準によりまして、議長の議席は最終番、14番、副議長の議席は1番となっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、読み上げさせていただきます。1番、伊藤昇議員、2番、河野文彦議員、3番、高橋邦雄議員、4番、河野淳議員、5番、山田誠議員、6番、野口周治議員、7番、斉藤優香議員、8番、千葉圭一議員、9番、佐々木修議員、10番、加藤進議員、11番、山本裕子議員、12番、東隆一議員、13番、松田兼宗議員、14番、木村俊広議員。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれただいま指定された議席にご着席願います。

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時13分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第8 選任第1号

○議長（木村俊広君） 日程第8、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを行います。

暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、常任委員の指名を行います。

各常任委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それではまず、総務経済常任委員会委員でございます。東議員、加藤議員、木村議員、河野文彦議員、野口議員、松田議員、山本議員、以上7名でございます。

引き続きまして、民生文教常任委員会でございます。伊藤議員、河野淳議員、斉藤議員、佐々木議員、高橋議員、千葉議員、山田議員の以上7名となります。

広報広聴常任委員13名につきましては、委員会条例により定数は13名となっております。議長を除く13名の議員で構成をするものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありますか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり各常任委員に選任することに決定しました。  
暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

(議長、副議長と交代)

再開 午前11時19分

○副議長(伊藤 昇君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長の常任委員辞任について

○副議長(伊藤 昇君) 議長の常任委員辞任についてを議題とします。

総務経済常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務経済常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○副議長(伊藤 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務経済常任委員の辞任については許可することに決定しました。  
暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

(副議長、議長と交代)

再開 午前11時21分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時00分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

諸般の報告をいたします。休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告します。

総務経済常任委員会委員長に加藤進君、副委員長に山本裕子君、民生文教常任委員会委員長に佐々木修君、副委員長に高橋邦雄君、広報広聴常任委員会委員長に斉藤優香君、副委員長に野口周治君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 選任第2号

○議長（木村俊広君） 日程第9、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員の指名を行います。

委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、議会運営委員、朗読させていただきます。

山田議員、河野文彦議員、野口議員、河野淳議員、東議員、斉藤議員、伊藤議員、以上7名でございます。

○議長（木村俊広君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告します。

議会運営委員会委員長に山田誠君、副委員長に東隆一君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第10 選挙第3号

○議長（木村俊広君） 日程10、選挙第3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員、斉藤優香君、千葉圭一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました斉藤優香君、千葉圭一君を渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました斉藤優香君、千葉圭一君は渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました斉藤優香君、千葉圭一君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条2項の規定により、告知します。

#### ◎日程第11 報告第1号

○議長（木村俊広君） 日程第11、報告第1号 専決処分した事件の報告について、工事請負契約の一部変更について（デジタル防災行政無線整備工事（砂原地区））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 報告第1号についてご説明いたします。

本件は、令和3年9月1日、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決したデジタル防災行政無線整備工事（砂原地区）の請負契約の一部変更について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

裏面を御覧ください。変更内容を申し上げます。変更前の契約金額1億560万円、変更後の契約金額1億85万9,000円、474万1,000円の減額となったものです。

変更の理由といたしましては、砂原漁協デジタル遠隔操作卓の撤去費の追加、新型戸別受信機用グループ番号設定機器の追加、電波不良地帯の受信確保に係る部材費の追加、戸別受信機設置台数の減となっております。資料1を提出してございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから報告第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程12 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第12、議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏淵 茂君） まず、議案説明の前に資料の一部訂正をお願いしたいものですから、資料を御覧いただけますでしょうか。資料ナンバー2です。提案理由のところがございます。「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例等」とございますけれども、これ等を削除していただけますでしょうか。大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料2の新旧対照表によりご説明いたします。2ページを御覧願います。2ページ上段、第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に係る改正は、森林環境税の導入に伴う改正をしようとするものです。

続きまして、中段、第36条の3の2、町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る改正は、法規定の新設に合わせて規定を整備しようとするものと項ずれの反映をしようとするものでございます。

続きまして、4ページ上段、第38条、個人の町民税の徴収の方法等、中段、第41条、個人の町民税の納税通知書、下段、第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収に係る改正は、森林環境税の導入に伴う改正をしようとするものでございます。

続きまして、7ページ上段、第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等に係る改正は、施行規則様式の新設に伴う改正をしようとするものです。

続きまして、中段、第47条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ、8ページ上段、第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、9ページ上段、第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れに係る改正は、森林環境税の導入に伴う改正をしようとするものでございます。

続きまして、10ページ上段、第48条、法人の町民税の申告納付、11ページ上段、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續に係る改正は、施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

続きまして、下段、第82条、種別割の税率に係る改正は、施行規則の改正に伴う改正で

ございます。

続きまして、12ページ下段、第98条、たばこ税の申告納付の手續、13ページ下段、第101条、たばこ税に係る不足税額等の給付手續に係る改正は、施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

続きまして、14ページ上段、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、中段、附則第10条、読替規定に係る改正は、法律改正に伴い改正しようとするものでございます。

続きまして、下段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合、16ページ中段、附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る改正は、法規定の新設に合わせて改正しようとするものと項ずれの反映をしようとするものでございます。

続きまして、17ページ中段、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税に係る改正は、法律改正に伴い削除しようとするものでございます。

続きまして、下段、附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る改正は、法律改正に伴い改正しようとするものと条ずれの反映をしようとするものでございます。

続きまして、18ページ上段、附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、中段、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る改正は、法律改正に伴い削除しようとするものでございます。

続きまして、21ページ下段、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る改正は、法律改正に伴い改正しようとするものと項ずれの反映をしようとするものでございます。

続きまして、22ページ中段、附則第17条の2、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る改正は、法律改正に伴い改正しようとするものでございます。

続きまして、23ページ中段、附則第24条、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例に係る改正は、規定の整備をしようとするものでございます。

以上、改正の内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから議案第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第12、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第2号

○議長(木村俊広君) 日程第13、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長(柏淵 茂君) 議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法、地方税法施行令等の改正に伴う規定の整備及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税の減免について森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料3の新旧対照表により主要な改正部分についてご説明申し上げます。2ページを御覧ください。上段の第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例に係る改正は、規定の整備をしようとするものでございます。

続きまして、下段の第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告に係る改正は、国民健康保険条例参考例の改正に伴い改正しようとするものでございます。

続きまして、3ページ上段の附則5項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例から7ページ下段の附則16項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例までは、規定の整備化をしようとするものでございます。

続きまして、8ページ中段の附則17項、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例に係る改正は、令和5年4月以降の期間に納期限が到来する保険税の減免を可能とするために改正しようとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(木村俊広君) これから議案第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第14、議案第3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー4及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる第1号被保険者の介護保険料の減免について、令和4年度分の介護保険料であって、令和5年4月以降の期間に納期限が到来する介護保険料の減免を可能とするため、森町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

提案内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少したことによる第1号被保険者の介護保険料の減免について、令和4年度分の介護保険料であって、令和4年度末に資格を取得したことにより令和5年4月以降に普通徴収の納期限が到来する介護保険料の全部または一部について減免を可能とするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（木村俊広君） これから議案第3号に対する質疑を行います。ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第15、議案第4号 令和5年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町一般会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,283万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ113億2,254万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金の982万6,000円は、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る補助金を計上するものです。

款20繰越金の51万1,000円は、補正財源として計上するものです。

款21諸収入の250万円は、コミュニティ助成金に充当しようとするものです。

次に、8ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2総務費の250万円は、会所町第1町内会の砂原権現太鼓の音響機器等の購入費に対しコミュニティ助成金を交付しようとするものです。

款3民生費、項1社会福祉費の6,000円は、森町国民健康保険特別会計に所要の繰り出しをしようとするものです。

項2児童福祉費の982万6,000円は、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を支給する低所得子育て世帯生活支援特別給付金に係る費用を計上するものです。給付事務に係る会計年度任用職員1名分の人件費、需用費、役務費など事務費の合計32万6,000円と給付費950万円を計上するものです。資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、10ページの款6農林水産業費の49万5,000円は、鞍馬大会が開催される家畜共進会場の整備に係る重機借り上げ料を計上するものです。

款7商工費の1万円は、企業立地振興補助金を計上し、施設整備を行った町内事業者の固定資産税の一部を補助しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

○1番（伊藤昇君） 1点だけお願いします。

10ページの商工振興費で企業立地振興補助なのですが、これ半島振興法による不均一課税だと思うのですが、何の部分を、固定資産税となっているのですが、これ減額というか、その部分を補助するのか、その辺りもうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

こちら令和2年度に建設された水産業者の製氷貯水施設でございます。

以上です。

○1番（伊藤昇君） あまりにも、固定資産税にしても1万円という補助なので、2分の1補助です、これ半島振興法であれば、これ償却資産の税額なのではないでしょうか。この辺も教えていただければ。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

こちらにつきましては、倉庫の部分のものでございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 8ページ、9ページのコミュニティ助成金についてちょっとお伺いしたいのですが、具体的にどういった内容の助成なのか、そこもう少し詳しく教えていただけますか。

（「内容というのは、すみません、内容って購入時のものとかの内訳ということよろしいですか」の声あり）

（「そうです。あと、せっかくなんで、どういったメニューの補助金」の声あり）

○議長（木村俊広君） マイク使ってしゃべってもらえれば助かるのですけれども。

○2番（河野文彦君） 今、最初の質問でお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、これは交付団体というか、補助団体は一般財団法人自治総合センターで、それから知事、町を通じて会所町の第1町内会へ交付するものです。先ほど説明で音響機器等ということでご説明いたしましたけれども、購入内容につきましてはちょうちん用の電源コード3セット、それから音響セット、これ卓上アンプやスピーカー、それからマイク、その他附属品一式、それからガソリンでの発電機、それからコードリール、それからちょうちんの78個などとなっております。

以上です。

○7番（齊藤優香君） 低所得者子育て生活支援特別給付金のところで、資料ナンバー5なのですけれども、支給対象者の①で申請が不要者というのは今森町で何人いらっしゃるのかということと、あと②のほうなのですけれども、食料費等の物価高騰の影響を受けて収入が減少しというのが、これは何をもって証明して、申請はどのようなものが必要なのかというところを教えてくださいたいのですけれども。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えいたします。

まず、令和4年度の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金ですけれども、その他世帯として80世帯、169名が該当となっております。

それと、申請の部分でございます。ちなみに、こちらの低所得の関係は令和3年度からもう3回目の支給というふうになりますので、これまで同様に申請書、様式が設定された中で行いますし、あとは未申告の方、所得の確認をしなければなりませんので、未申告の

場合の方とかですと申告のほうをしていただいた上で申請していただくとか、そういった部分である程度申請される方の状況によってちょっと出してもらった資料等がまた変わりますけれども、これまで同様のものに対応は考えていきたいと思っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） それでいきますと、②の対象というのは多分30人弱ぐらいになると思うのですけれども、それで以前からの給付対象者としても足りるということによろしいのでしょうか。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えいたします。

ちなみに、昨年申請された方は、令和4年度で12世帯というふうになっております。今後、今回の支給対象があくまでも令和4年度に受給された方がまず第一候補になりますので、ほとんど9割以上、ほぼこの部分で支給が確定されますので、それ以外の支給の方につきましては、ちょっと所得の関係ですので、若干昨年と現状変わってきますけれども、令和3年、4年やってきていますけれども、さほど人数の急激な増というものが見込めませんので、一応そういった中で昨年の実績を基に今回予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号の採決をいたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第5号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第5号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億962万1,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3国庫支出金、項1国

庫補助金、目2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金2万7,000円の増額及び款5 繰入金、項1 一般会計繰入金6,000円の増額は、マイナ保険証制度周知用パンフレット作成費用に充当しようとするものです。

款4 道支出金、項1 道補助金、目1 保険給付費等交付金22万3,000円の増額は、傷病手当金に対する交付金です。

6 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1 総務費、項4 趣旨普及費3万3,000円の増額は、マイナ保険証制度周知用パンフレットの印刷代です。

款2 保険給付費、項6 傷病手当金22万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に感染した方等の傷病手当金について、対象期間が令和5年5月7日まで延長となったため増額しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（木村俊広君） これから議案第5号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第17、議案第6号 財産の取得について（各小中学校学習者用コンピューターキーボード購入）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（坂田明仁君） 議案第6号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量は、キーボード970台でございます。2、取得の方法は、随意契約でございます。3、取得の金額は、1,493万8,000円でございます。4、取得の相手方は、東京都港区海岸1丁目7番1号、ソフトバンク株式会社代表取締役、今井康之でございます。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（木村俊広君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） ちょっと確認したいのですが、これ970台ということは小中学校の台数なのだと思います。それ余分にある程度見て買っているのでしょうか。

それと、当初タブレット買っていて、タブレットにキーボードがついていない形で買っているのだけれども、ということなのだと思うのです、今回買うということは。とすれば、その当時、タブレット購入時にこれも含めてなぜそろえなかったのかなと疑問に思っていることと、当然このキーボードと同時に発売されているタッチペンなりデジペンというのかな、そういうのも含めて今後必要になってくるのではないのかなと思ったりもしているのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

970台については、小中の児童生徒、あと先生の分という形になっております。

先ほどのキーボードの件ですけれども、今回アイパッド自体がリース期間が切れるということで更新という形になっております。今までキーボードついておりましたけれども、今回新しい機種ということで、今までのキーボードが使えないということで新規に購入するというところでございます。

タッチペンにつきましては、今までのものが使えるので、そのまま使うということです。以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 同意第1号

○議長（木村俊広君） 日程第18、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

河野文彦議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（2番 河野文彦君 退場）

○議長（木村俊広君） 同意第1号について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第1号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

地方自治法第197条において監査委員の任期は、議員のうちから選任される者において議員の任期によると定められており、このたびの森町議会議員の改選に伴い後任委員を選任するに当たり、同法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、河野文彦氏を選任したいと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） ただいま岡嶋町長より説明がございました。

この件について質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数です。

日程第18、同意第1号については、同意することに決定しました。

河野議員は入場してください。

（2番 河野文彦君 入場）

#### ◎日程第19 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（木村俊広君） 日程第19、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申請書のとおり休会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり休会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

委員長から申出のとおり休会中の継続調査とすることに決定しました。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） これをもちまして今4月会議に付議されました案件の審議は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回森町議会4月会議を終了します。

お疲れさまでした。

休会 午後 1時39分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和5年4月28日

森町議会臨時議長

森町議会臨時議長

森町議会議長

森町議会副議長

森町議会議員

森町議会議員